

第37回全国高等学校文芸コンクール応募要項

1 趣 旨

全国の高校生から広く文芸作品を募集し、日本語の力と表現の可能性についての関心を喚起することにより、学校における文芸創作活動の振興と向上を図ることを目的とする。

2 応募資格

高等学校・中等教育学校の後期課程・特別支援学校高等部・高等専門学校（第3学年までに限る）の生徒、並びに専修学校・各種学校の修業年限が高等学校と一致している生徒。

3 応募部門

- (1) 小説 1人2編以内・400字詰30枚以内（ワープロ：600字詰20枚以内）
- (2) 文芸評論 1人3編以内・400字詰20枚以内（同：13枚+14枚目10行目まで）
自由課題（作家論、作品論、文芸思潮などで共同研究も可）
- (3) 随筆（エッセイ） 1人3編以内・400字詰10枚以内（同：6枚+7枚目20行目まで）
- (4) 詩 1人3編以内
- (5) 短歌 1人3首以上10首以内を併記のこと
- (6) 俳句 1人3句以上10句以内を併記のこと
- (7) 文芸部誌 1校1点・令和3年10月1日から令和4年9月15日の間に発行されたもの（中高一貫校の部誌・同好会発行によるものも可）

4 応募期間

令和4年8月18日（木）～9月15日（木）（消印有効）とする。

5 応募のきまり

- (1) 未発表の作品とする。ただし、令和3年10月1日以降に発行された「文芸部誌」、「生徒会誌」、「学校新聞」、「図書館報」などに発表した作品は可とする。
- (2) 応募作品は文芸部誌を除き全て縦書きとし、手書きの場合はA4判・400字詰原稿用紙を使用すること。ワープロの場合は書式をA4判横置き・20字×30行（600字）、文字サイズ16ポイントに設定し片面印刷とすること。 ※ ワープロ書式例（Wordデータ）添付
- (3) 作品は本文から書き始めること。なお、文芸評論の参考文献一覧は指定字数に含めない。また、小説、文芸評論、随筆の題名、氏名を記入した場合は字数に含めない。
- (4) 点字による作品は、墨字訳を付すこと。
- (5) 手書き原稿、ワープロ原稿ともに用紙左上にページ番号を付すこと。
- (6) 応募1作品につき次の部数を送付すること（コピー可）。
小説：2部 文芸評論・随筆・詩・短歌・俳句：4部 文芸部誌（冊子）：6部
- (7) 応募作品の全部に「作品応募票」または「文芸部誌応募票」を添付すること（コピー可）。さらに、「学校応募票」または「団体応募票」（都道府県）を部門毎に提出すること。これらの応募票は、所定の応募フォーム（Excelデータ、詳細は次項参照）から出力（印刷）したものとする。

※ 応募フォーム2種（Excelデータ）添付

- (8) 作品原稿を送付する際は、封筒の表左に「文芸コンクール応募原稿」と朱書すること。また、応募者もしくは応募校の住所・名前を明記すること。
- (9) 応募作品は返却しない。
- (10) 審査会において受賞候補となった作品について、該当生徒の在籍校長宛てに受賞確認を行い、その結果をもって受賞確定とする。
- (11) 著作権は、主催者に帰属するものとする。
- (12) 受賞作は、全文を文芸集や新聞等に掲載掲出することがある。その際は、原稿の電子データの提供依頼に応ずること。
- (13) 受賞確定後に、受賞作が本人の作品でないことが判明した場合は受賞を取り消す。
- (14) 応募作品についての著作権その他の権利に係る紛争は、応募者または代理人と当該著作権者との間で処理すること。

6 応募フォーム・応募票

- (1) 応募する学校は、応募フォーム (Excel データの各シート) に所定の情報を入力し、メール添付で提出すること。 ※ 今回から応募方法を変更していますので、以下、熟読をお願いします。
なお、都道府県の選考（以下「県選考」という）を経て、選考を所管する団体事務局（以下「県事務局」という）から選考を通過した作品を一括応募する場合でも、応募フォームについては各校において自校の通過作品を入力して提出すること。 ※ 県事務局と各校との間で、応募に必要な情報の交換を速やかに行ってください。
ア 応募フォームダウンロード先：全国高文連ホームページ (<https://www.kobunren.or.jp/>)
イ メール提出先：全国高文連事務局 (kobun-0@jt7.so-net.ne.jp)
- (2) 応募票は「作品応募票」、「文芸部誌応募票」、「学校応募票」（以上、学校用）と、「団体応募票」（都道府県用）の4種類があり、応募フォームから出力（印刷）したものを使用すること。
- (3) 「作品応募票」は、小説、文芸評論、随筆、詩、短歌、俳句の応募作品の全て（コピーしたものを含む）に添付すること。原稿の右上と応募票の左上を重ね合わせ、長辺と短辺、表裏をそろえてホチキスでとめること。
- (4) 「文芸部誌応募票」は、応募する文芸部誌の全てについて、表紙の裏に貼付すること。応募票がはみ出る場合、中に折り込むこと。
- (5) 「学校応募票」は、学校単位で応募する全ての学校が提出すること。その際、応募する部門毎に作成し、部門別に取りまとめた作品の一番上に添付すること。
なお、県選考の実施に当たり、県事務局が使用する目的で「学校応募票」の提出を求められたときは、それぞれの県事務局の指示に従うこと。
- (6) 「団体応募票」は、県選考を経て一括応募する場合に、県事務局において提出すること。その際、応募する部門毎に作成し、部門別に取りまとめた作品の一番上に添付すること。
- (7) 短歌、俳句を、学校や都道府県単位で選考して応募する場合、応募生徒の3首（句）以上の作品の中から1～2首（句）を選考して応募してもよい。
- (8) 必要な応募票を添付していない作品は受理しない場合がある。

7 審 査

全国高等学校国語教育研究連合会並びに高等学校文化連盟全国文芸専門部等の推薦による審査員が行う。

8 賞・表彰

- (1) 公益社団法人全国高等学校文化連盟会長賞（各部門）
最優秀賞、優秀賞、優良賞、入選（文芸部誌部門は奨励賞）
- (2) 文部科学大臣賞
各部門の最優秀賞の中から3点（散文の部1点、韻文の部1点、文芸部誌部門1点）
- (3) 読売新聞社賞
3点以内（散文の部1点、韻文の部1点、部門を問わず1点）
- (4) 一ツ橋文芸教育振興会賞
文芸部誌部門から1点
- (5) 高等学校文化連盟全国文芸専門部会長賞
部門を問わず2点以内

9 審査結果の発表

都道府県高等学校（芸術）文化連盟宛ての通知をもって発表とする。また、上位入賞作品は12月17日（土）発行予定の「全国高校生文芸集 第37集」に掲載発表する。

文芸集希望者は返信用の角形2号封筒に、宛名・住所を書き切手310円分を貼付のうえ、全国高等学校文化連盟事務局宛てに申し込むこと。（1人1冊、在庫がなくなり次第終了。）

10 表彰式

令和4年12月17日（土）、国立オリンピック記念青少年総合センターにおいて表彰式を行う。出席対象者は、受賞確認の際に通知する。

11 原稿送付先・問合せ先（問合せは、担当教員を通じて行うこと）

〒020-0835 岩手県盛岡市津志田26-17-1 岩手県立盛岡第四高等学校内
公益社団法人全国高等学校文化連盟事務局 全国高等学校文芸コンクール係宛て
電話019-656-5010 ファックス019-656-5015